平成２６年（フ）第３６４５号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目８番23―401号
債務者　中原　康法
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６７４号
大阪府茨木市稲葉町２番３号
債務者　豊田千鶴子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０７号
大阪市淀川区東三国３丁目10番３―1223号、前住所大阪市淀川区新高４丁目12番10―208号
債務者　水田　康貴
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３号
千葉県成田市上町679番地
債務者　栗山　光子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１５４号
千葉県四街道市四街道1570番地26
債務者　市原利江子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６０号
千葉県成田市飯田町135番地56　エーデルハイツ102号
債務者　玉木　聡美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６２号
千葉県佐倉市新町70番地１　アップルＡ101
債務者　向井　惣男
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６３号
千葉県白井市西白井４丁目17番地５　エクセルシアＪM204号
債務者　渡部　聖子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６８号
千葉県四街道市大日366番地10　グリーンヒルズ101号
債務者　越川　照子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７３号
千葉県袖ケ浦市奈良輪２丁目９番地18
債務者　佐藤多賀子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第７４号
千葉県袖ケ浦市奈良輪２丁目９番地18
債務者　佐藤　佐吉
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第７５号
千葉県木更津市桜井715番地
債務者　中川　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１７６号
岡山県倉敷市白楽町712番地１
債務者　田中　里美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
高知市神田953番地１　ジャーマンアイリス西川404
債務者　山田　弘範
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３０号
高知県南国市小籠936番地１
債務者　片岡　優也
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３５号
高知県南国市大埇乙1047番地　ラシーヌ大埇303
債務者　原山友里華
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３６号
高知市春野町平和317番地　植木方
債務者　吉本久壽子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４１号
高知市山ノ端町51番地６　苗床山改住13号
債務者　東森　梨沙
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係